

●お願い
課税標準額のない法人についてもこの明細書を提出してください。

課税標準の分割に関する明細書
(その1)

事業年度又は
連結事業年度

・
・

第十号様式(令和二年改正)

法人名		事業税(法第72条の2第1項第1号第2号に掲げる事業) 第1号 第2号 第3号		都 民 税	
課 税 標 準 の 総 額	所得金額	年400万円以下の金額 ⑥	円 000	課税標準額の総額	法人税法の規定によって計算した法人税額 ① () 円
		年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額 ⑦	000		試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②
		年800万円を超える金額 ⑧	000		還付法人税額等の控除額 ③
		計 ⑥+⑦+⑧ ⑨	000		退職年金等積立金に係る法人税額 ④
		軽減税率不適用法人の金額 ⑩	000		差引計 ①+②-③+④ ⑤
	付加価値額 ⑪	000			000
	資本金等の額 ⑫	000			
	収入金額 ⑬	000			

適用する事業税の分割基準

- 従業者数
- 固定資産の価額
- 事務所又は事業所数
- 軌道の延長キロメートル数
- 電線路の電力の容量

事務所又は事業所		事業税								都 民 税	
名称及び所在地		分割課税標準額								分割基準	分割課税標準額
分割基準(単位=)		年400万円以下の所得金額	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額	年800万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額	計 ⑭+⑮+⑯	付加価値額	資本金等の額	収入金額	分割基準(単位=人)	分割課税標準額	
		⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳		㉑	
本 都 分	()	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	特別区分	千円	
	()								市町村分		
	()										
	()										
	()										
合 計											

※名称を上段に、所在地を下段に記載してください。

この印刷物は、リサイクルできません。

●お願い
課税標準額のない法人についてもこの明細書を提出してください。

課税標準の分割に関する明細書
(その1)

事業年度又は
連結事業年度

・
・

第十号様式 (令和二年改正) (控)

法人名			事業税 (法第72条の2第1項第1号に掲げる事業)		都 民 税	
課 税 標 準 の 総 額	年400万円以下の金額 ⑥	円 000	課 税 標 準 の 総 額	法人税法の規定によって計算した法人税額 ①	() 円	
	年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額 ⑦	000		試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②		
	年800万円を超える金額 ⑧	000		還付法人税額等の控除額 ③		
	計 ⑥+⑦+⑧ ⑨	000		退職年金等積立金に係る法人税額 ④		
	軽減税率不適用法人の金額 ⑩	000		差 引 計 ①+②-③+④ ⑤	000	
	付 加 価 値 額 ⑪	000	/			
	資 本 金 等 の 額 ⑫	000				
	収 入 金 額 ⑬	000				

適用する事業税の分割基準

- 従業者数
- 固定資産の価額
- 事務所又は事業所数
- 軌道の延長キロメートル数
- 電線路の電力の容量

事務所又は事業所		事 業 税								都 民 税	
名 称 及 び 所 在 地		分 割 課 税 標 準 額								分 割 基 準 (単位=人)	分 割 課 税 標 準 額
		分 割 基 準 (単位=)	年400万円以下の所得金額 ⑭	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 ⑮	年800万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額 ⑯	計 ⑭+⑮+⑯ ⑰	付 加 価 値 額 ⑱	資 本 金 等 の 額 ⑲	収 入 金 額 ⑳	特別区分	⑳
本 都 分		()	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円
		()								市町村分	
		()									
		()									
		()									
合 計											

※名称を上段に、所在地を下段に記載してください。

この印刷物は、リサイクルできません。